

グループホームみのりの里運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人博愛会が設置するグループホームみのりの里（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者及び指定認知症対応型共同生活介護従業者（以下「スタッフ」という。）が、認知症の症状を伴う要介護状態の入居者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護（以下「サービス」という。）を提供します。

(運営の方針)

- 第2条 サービスの提供に当たっては、認知症の症状により自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、その心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
- 2 入居者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
 - 3 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場にたったサービスを提供します。
 - 4 事業の実施に当たっては、米子市、連携する介護老人福祉施設や協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス、福祉サービスを提供する者、地域住民等と連携します。
 - 5 前4項のほか、「米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（米子市条例第16号）を遵守し、事業を実施します。

(事業の運営)

第3条 サービスの提供に当たっては、事業所の職員によってのみ行い、第三者への委託は行いません。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

- (1) 名称 グループホームみのりの里
- (2) 所在地 鳥取県米子市一部440番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりです。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、スタッフ及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施について、事業所のスタッフに対し遵守すべき事項において指

揮命令を行います。

(2) 計画作成担当者 2名(常勤職員)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるようサービス計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。

(3) スタッフ 13名以上(常勤職員12名、非常勤職員2名)

スタッフは、入居者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。

(指定認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、18名です。

(サービスの内容)

第7条 事業所で行うサービスの内容は、次のとおりです。

- (1)入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (2)日常生活上の世話
- (3)日常生活の中での機能訓練
- (4)相談、援助

(サービス計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、サービスの提供開始時に、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等を他のスタッフと協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的な内容を記載した介護計画を作成します。

- 2 計画作成担当者は、入居者及びその家族に対して、それぞれの入居者に応じたサービス計画の内容を説明し、同意を得ます。
- 3 計画作成担当者は、サービス計画を作成した際には、これを入居者に交付します。
- 4 サービス計画の作成後においても、他のスタッフ、及び入居者がサービス計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行い、サービス計画の実施状況を把握の上、必要に応じてサービス計画を変更します。

(利用料等)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)」(以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または3割の支払いを受けます。

- 2 家賃については、日額2,000円を徴収します。
- 3 食事の提供に要する費用については、日額1,550円を徴収します。
- 4 共通経費(おやつ代・教養娯楽費・洗剤・園芸用品等)については、日額150円を

徴収します。

- 5 光熱水費については、日額500円を徴収します。
- 6 その他日常生活において通常必要となる者に係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるものについては、実費を徴収します。
- 7 月の途中における入退居については、日割り計算とします。
- 8 前6項の利用料等の支払を受けたときは、入居者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）を記載した領収書を交付します。
- 9 サービスの提供に際しては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、入居者の同意を得ます。
- 10 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者又はその家族に交付します。

（入退居に当たっての留意事項）

第10条 サービスの入居者は、要介護者であって認知症の症状がある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることを確認します。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスの提供が困難であると認められる場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
 - 4 入居者の退居に際しては、入居者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携を図ります。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を図ります。

（緊急時等における対応方法）

第12条 サービスの提供を行っているときに入居者の病状の急変、その他緊急事態が生

じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、米子市、当該入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備等の体制に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。また、協力医療機関や連携施設等との連絡方法や支援体制について定期的に確認を行います。

- 2 事業所のスタッフ等に対して、災害に対処するための計画について、その周知徹底を図ります。

(苦情処理)

第14条 サービスの提供に係る入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、米子市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は米子市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入居者からの苦情に関して米子市が行う調査に協力するとともに、米子市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(情報公開)

第15条 事業所において実施する事業の内容は、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号、以下「解釈通知」という。)第3の四の4の(4)に基づき、事業所の玄関に掲示するとともに、ホームページにおいて公開します。

- 2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び当事業所が提供するサービスの利用及び利用申込みに資するものとし、入居者及びその家族(過去に入居者であったもの及びその家族を含む。)のプライバシー(個人を識別しうる情報を含む。)にかかる内

容は、これに該当しません。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切に取り扱います。
- 2 事業者が得た入居者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しません。外部への情報提供については、必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得たうえで行います。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。
- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - (2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、スタッフ又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを米子市に通報します。

(身体拘束)

- 第18条 入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行ことがあります。

(地域との連携など)

- 第19条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図ります。
- 2 サービスの提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、事業所のサービス内容及び活動状況等を報告のうえ評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- 3 前項の報告、評価、要望、助言等については、その記録を作成するとともに当該記録を公表します。

(その他運営に関する留意事項)

- 第20条 スタッフの資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務の

執行体制について検証、整備を行います。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 スタッフは、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持します。
- 3 スタッフであった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、スタッフとの雇用契約の内容とします。
- 4 事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存します。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人博愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行します。

この規程は、令和1年5月1日から施行します。

この規程は、令和1年10月1日から施行します。

この規定は、令和4年9月1日から施行します。

この規定は、令和7年7月1日から施行します。